

# 学校法人銀杏学園公益通報者保護規程

## 第1章 総 則

### (目的)

**第1条** この規程は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づき、学校法人銀杏学園 熊本保健科学大学(以下「本学」という)における公益通報及び相談の適正な仕組みを定めるとともに、公益通報者又は相談者を保護し、本法人における法令遵守の推進と社会的信頼の維持及び業務に係る公正性を確保することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この規則における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「公益通報」とは、本学において法令違反等の不正行為が生じ、もしくはまさに生じようとしている旨を、不正な目的のゆえにではなく、通報すること、または一定の事実がそれらに該当するか否かを相談することをいう。
- (2) 「通報者」とは、公益通報を行った教職員等をいう。

## 第2章 通報処理体制

### (公益通報者保護責任者)

**第3条** 本学に学長の任命による公益通報保護責任者(以下「保護責任者」という)を置く。

- 2 公益通報保護責任者は、本学における通報者の保護に関する事務を総轄する。

### (通報窓口)

**第4条** 本学に従事するすべての職員等(役員、教職員、事務・技能・教務・労務嘱託職員、臨時職員、契約職員、派遣職員を含む。以下「教職員等」という)からの通報、及び法令違反行為に該当するか否かを確認する等の相談に応じるため、「公益通報窓口」を人事課及び本学が委嘱した学外の法律事務所に設置する。

- 2 通報窓口は、本学のホームページで公表するものとする。

### (通報者及び相談者)

**第5条** 通報及び相談窓口の利用者は、本学の教職員等(退職者を含む){および本学の取引事業者の労働者}とする。

### (公益通報及び相談の方法等)

**第6条** 公益通報及び相談の方法は、電話・電子メール・(FAX)・書面・面会とし、専用電子メールアドレスを設置する。

- 2 公益通報は、原則として実名によるものとする。
- 3 公益通報は、本学の教職員等の業務に関する法律・政令・省令(規則)・条例に違反する行為を行った又は行おうとしている者及びその内容が具体的であるものを

受け付けるものとする。

- 4 公益通報窓口の担当者は、公益通報を受け付けた時は、速やかに保護責任者へ報告すると同時に当該公益通報を受領した旨を当該公益通報者に通知する。また、保護責任者は（速やかに又は必要に応じて）学長へ報告するものとする。
- 5 公益通報窓口の担当者以外の教職員等が公益通報を受けた時は、速やかに公益通報窓口連絡するか、又は当該公益通報者に対し公益通報窓口へ公益通報を行うように助言しなければならない。

#### **（調査）**

**第7条** 公益通報された事項に関する事実関係の調査は、事案の内容等に応じて、保護責任者が指名する教職員等が、調査責任者として担当する。

- 2 前項の調査責任者は、調査する内容によって、関係の教職員からなる調査委員会を設置することができる。
- 3 調査委員会の長には第1項の教職員等をもって充てる。

#### **（協力義務）**

**第8条** 教職員等は、公益通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査責任者又は調査委員会に協力しなければならない。

#### **（是正措置）**

**第9条** 保護責任者は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかにこれを学長に報告するとともに、是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

#### **（不正行為及び是正措置等の公表）**

**第10条** 本学の社会的責任の明示及び教職員等への啓発を図るため、社会的に重大な影響を及ぼすような不正行為については、当該不正行為の事実・その是正措置・再発防止措置を公表するものとする。

### 第3章 当事者の責務

#### **（懲戒）**

**第11条** 学長は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、学校法人银杏学園就業規則（以下「就業規則」という。）に従って、懲戒等を行うことができる。

#### **（通報者等の保護）**

**第12条** 本学は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

- 2 保護責任者は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。
- 3 学長は、通報者等に対して不利益取扱い又は嫌がらせ等を行った者（通報者等の上司、同僚等を含む。）には、就業規則に従って懲戒等を行うことができる。

尚、本学の就業規則の適用を外れる派遣社員については、当該派遣元との基本契

約に基き、適切な措置を求めることとする。（以下第12条、第14条についても同様）

**（秘密保持）**

**第13条** 本学及び本規則に定める業務に携わる者は、当事者の人権を尊重するとともに、公益通報された内容及び調査で知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 学長は、前項の規定に違反した教職員に対し、就業規則に従って、懲戒等を行うことができる。

**（通知）**

**第14条** 保護責任者は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

**（不正の目的）**

**第15条** 通報者は、虚偽の通報及び他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

2 学長は、前項の通報を行った者に対し、就業規則に従って、懲戒等を行うことができる。

**（相談または通報を受けた者の責務）**

**第16条** 第4条に規定する窓口の担当者に限らず、相談又は通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む。）は、本規則に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

第4章 付 則

**（所管）**

**第17条** 公益通報者の保護に関する事務は、人事課において処理する。

**（雑則）**

**第18条** この規則に定めるもののほか、本学における公益通報者の保護に関し必要な事項は、学長が別に定める。

**（改廃）**

**第19条** この規程の改廃は、大学運営協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 本規程は、平成23年4月1日より実施する。
- 2 本規程は、令和2年4月1日より改正施行する。
- 3 本規程は、令和3年4月1日から改正施行する。
- 4 本規程は、令和4年4月1日から改正施行する。
- 5 本規程は、令和4年12月1日から改正施行する。

【責任体制図】

